（法第十一条の十一第一項及び第二項の規定を適用しない信用の供与等の相手方）

第二十条の二　法第十一条の十一第三項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の信用の供与等を行う組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該組合又はその子法人等をいう。

2　法第九十二条第一項又は第百条第一項において準用する法第十一条の十一第三項第二号の信用の供与等を行う連合会又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該連合会又はその子法人等をいう。

（届出事項等）

第五十一条　法第百二十六条の二第十二号の主務省令（倉荷証券に関するもの並びに金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。）で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

三　第六条各号に掲げる者又は第十七条に規定する者のいずれかに該当する者（次号及び第五号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

［四～十八　略］

［2～6　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

［条を加える。］

（届出事項等）

第五十一条　［同上］

［一・二　同上］

三　第六条各号又は第十七条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（次号及び第五号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

［四～十八　同上］

［2～6　同上］

改正後	
附　則	
（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）	
第三十五条　次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。	
［略］	
第十四条第四項	銀行法施行令第四条第六項第四号に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの
第十四条第五項	銀行法施行規則第十四条第二項及び第四項の規定を準用する場合
第十四条第六項	一又は複数の資産を裏付けとして間接的に行う信用の供与等の額の計上又は算出
第十四条の二第一項	銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額の計算

改正前	
附　則	
（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）	
第三十五条　［同上］	
［同上］	
第十四条第四項	銀行法施行令第四条第六項第四号に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの
第十四条の二第一項	銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額の計算